

北九州市監査公表第10号

令和2年3月27日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	河田	圭一郎

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和元年度行政監査結果報告書

市の施設に設置される自動販売機について

令和2年2月

北九州市監査委員

目 次

第1 監査の概要

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の期間	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の方法	2

第2 自動販売機の設置に係る関係法令等及びその内容

1	地方自治法に基づく自動販売機の設置	2
	(1) 行政財産の目的外使用の許可	2
	(2) 行政財産の貸付け	3
	(3) 普通財産の貸付け	3
2	個別法に基づく自動販売機の設置	4
	(1) 許可等の概要	4
	(2) 地方自治法に基づく設置との違い	4
3	本市の状況	5
	(1) 公有財産の管理体系	5
	(2) 行政財産の目的外使用の許可	5
	(3) 行政財産及び普通財産の貸付け	6
	(4) 市が直営で管理する施設における自動販売機の設置	6
	(5) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置	8
	(6) 個別法による自動販売機の設置	10
4	他都市の状況	10

第3 監査の結果

1	実態調査	11
	(1) 調査方法	11

(2) 調査結果	1 2
2 実地監査	1 9
(1) 実地監査の対象施設及び対象課	1 9
(2) 実地監査の結果	2 0
3 監査委員意見	2 0
(1) 転貸状態の解消に向けた課題の把握と対策の検討	2 0
(2) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置について	2 1
(3) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置に係る 取扱いの方針決定について	2 1
(4) 公募（入札）による貸付けについて	2 2
(5) 他都市における自動販売機の設置に関する手法の研究	2 2
(6) 自動販売機の付加機能の活用	2 2
第4 むすび	2 3
参考資料	
平成25年12月12日財政局長通知	2 4
平成30年1月15日財政局長通知	2 5
公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱	2 6
平成30年8月13日行政経営課長通知（抜粋）	2 9

凡 例

文中及び各表中で用いる百分率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した。
 なお、構成比率（％）は、合計が100となるように一部調整した。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ 「市の施設に設置される自動販売機について」

2 監査の目的

地方自治法（以下「法」という。）の改正（平成18年度）により行政財産の貸付範囲が拡大されたことで、多くの自治体で、貸付けによる自動販売機（以下「自販機」という。）の設置が進んでいる。

自販機の設置について、本市では、平成26年4月1日から、行政財産の目的外使用許可から公募（入札）による貸付けに随時移行している。

ただし、例外として飲料水販売事業者（以下「自販機設置事業者」という。）以外の者が設置する自販機は従来どおり目的外使用許可によるものとしていたが、平成28年度包括外部監査で行政財産の転貸に当たるとの指摘を受け、令和2年度末までには是正することとなっている（平成30年1月15日財政局長通知）。

本市が所有する財産を最大限かつ有効に活用することは、自主財源を確保する上で非常に重要であり、行政財産の貸付けによる自販機の設置は大きな増収につながる可能性がある。

また、自販機は、その設置により、市民サービスの向上や当該施設の付加価値の増大に資するだけでなく、災害時の飲料水供給やユニバーサルデザインといった自販機の付加機能を、設置場所に応じて効果的に活用することも考えられる。

そこで、貸付けによる自販機の設置が進んでいるか、十分な収入を確保できる契約内容となっているか、災害対応等の付加機能が活用されているか等について検証を行うことにより、更なる自主財源の確保と市民サービスの向上に資することを目的として監査を実施するものである。

3 監査の期間 令和元年5月から令和2年2月まで

4 監査の対象 全部局を対象とする。

5 監査の着眼点

- (1) 公募（入札）による貸付けが行われているか。
- (2) 指定管理者制度導入施設における自販機設置の取扱いは適切か。
- (3) 入札手続は適切か。

- (4) 契約内容は経済的なものとなっているか。
- (5) 他都市における取組の状況。

6 監査の方法

- (1) 自販機の設置状況等を把握するため書面調査を行う。
- (2) 書面調査の結果を踏まえ、契約内容や今後の対応等について、実地調査及び関係職員に対する実情聴取を行う。

第2 自動販売機の設置に係る関係法令等及びその内容

1 地方自治法に基づく自動販売機の設置

(1) 行政財産の目的外使用の許可

法第238条の4は、第1項で行政財産の貸付けや交換、私権の設定等について原則としてこれを禁止するとともに、同条第2項以降で例外的な取扱いについて規定している。

市が直営で管理する施設への自販機の設置については、当該施設が行政財産であれば、原則として同条の規定に基づく目的外使用許可又は貸付けのいずれかによって行われており、同条第7項は行政財産における目的外使用の許可に関する規定である。

法第238条の4第7項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

ある行政財産の本来の使い方が「用途」、当該行政財産の使用により到達を目指すことが「目的」とすれば、同条の規定に基づく行政財産の使用は、これらを妨げない範囲で行われることを原則とするものである。

このため、同項に基づき設置される自販機は、施設が本来達成すべき目的に必ずしも合致するものではなく、当該行政財産の使用や設置の目的を妨げない範囲において設置が認められているに過ぎないことに注意を要する。

しかし、具体的にどのような事例がこれに該当するかについては、施設を管理する者に一定の裁量があると考えられており、実務では個別にその判断が行われている。

(2) 行政財産の貸付け

平成18年の改正法施行以前には、行政財産における自販機の設置は専ら目的外使用許可により行われていたが、改正後は、それまで普通財産にしか認められていなかった財産の貸付けが、行政財産にも拡大されたことにより、法第238条の4第2項の規定に基づき、現に使用する行政財産の一部を貸し付けることが可能となった。

このため、本市では、所有する財産を最大限かつ効率的に活用するための方策として、平成26年度から貸付けによる自販機の設置を行っている。

法第238条の4第2項

行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

1～3 (略)

4 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

5～6 (略)

(3) 普通財産の貸付け

普通財産は、法第238条第4項の規定により、公有財産のうち行政財産を除くすべての財産をいい、法第238条の5第1項の規定に基づき、貸付けや交換、私権の設定等を行うことができるとされている。

法第238条第4項

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

法第238条の5

普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

これは、行政財産が行政目的の達成に直接的に寄与するものであるとの理由により、その利用には一定の制約がかけられているが、普通財産はこのような制約を受けないことによるものである。

本市では、競輪及びモーターボート競走など、収益事業に係る施設等がこれに当たる。

2 個別法に基づく自動販売機の設置

(1) 許可等の概要

第2の1の(1)及び(2)で述べた財産の使用は、法を根拠とした使用であるが、公有財産の中には、個別の法律に基づいて使用の許可等を行うものがある。

自販機の設置という行為は同じであっても、その手続については抛るべき法律が異なる。例えば勝山公園では、法に基づく目的外使用許可や貸付けではなく、公園内は都市公園法に基づく設置管理許可となり、地下駐車場は、道路法に基づく道路占用許可となる。

また、自販機の設置に対し設置者が市に支払う金額も、それぞれの法律を根拠とする各施設の条例に基づいて算定される。自販機1台を1㎡とした場合、公園内にある自販機の1か月の使用料は200円となり、地下駐車場では320円となる。

個別法には、上記の外にも港湾法や河川法などがある。

(2) 地方自治法に基づく設置との違い

法を根拠法とする自販機の場合は、同法第238条の4第2項に基づき、行政財産であっても貸付けによる設置が認められるが、都市公園法などの個別法を根拠とする場合は私権の設定が認められていないため、貸付けによる設置を行うことができない。

また、使用許可の期間についても、法に基づく目的外使用許可の場合は、市公有財産管理規則第16条第2項の規定により1年以内となるのに対し、都市公園法に基づく設置管理許可では同法第5条第3項の規定により10年以内とされるなど、設置期間の上限にも違いがある。

3 本市の状況

(1) 公有財産の管理体系

財政局長は財産を総括管理する者として、財産に関する制度を整え、管財事務を統一調整することとなっている。

市公有財産管理規則（抜粋）

（管理体系）

第3条 財政局長は、財産に関する制度を整え、各局の管財事務を統一調整し、及び各局長に所管財産の状況に関する資料若しくは報告を求める等財産を総括管理する。

(2) 行政財産の目的外使用の許可

市財産条例において、行政財産の目的外使用料の算定方法が定められており、それに基づき市長が定める使用料として、平成22年3月25日財政局長通知において、自販機（1㎡以下のもの）の設置は月額使用料を土地390円、建物960円と定めている。

また、市公有財産管理規則において、目的外使用許可の許可基準及び転貸等の禁止が定められている。

市財産条例（抜粋）

（目的外使用料）

第10条 目的外使用料は、他の条例に定めがある場合を除くほか、次の各号に定める額とする。

(1) 土地の目的外使用料は、適正な時価の1,000分の5以内で市長が定める額を月額とする。

(2) 建物の目的外使用料は、建物の適正な時価の1,000分の5と敷地の適正な時価の1,000分の5を加えた額以内で市長が定める額を月額とする。

(3) 前各号によることができない場合は、前各号に掲げる額と均衡を失しない範囲において市長が定める。

市公有財産管理規則（抜粋）

（転貸等の禁止）

第25条 普通財産の借受人は、特に承認を得た場合のほか、次の各号に違反する行為をしてはならない。

（1）借受物件を転貸し、又は権利を譲渡すること。

※上記の規定は行政財産の目的外使用を許可する場合に準用する。

（3）行政財産及び普通財産の貸付け

市公有財産管理規則において、公有財産の貸付料の算定方法及び転貸等の禁止が定められている。

市公有財産管理規則（抜粋）

（貸付料）

第18条 普通財産の貸付料は、適正な価格でなければならない。

2 前項の貸付料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。ただし、これによりがたいと認めるときは、市長がその都度定めるものとする。

（1）土地の貸付料（年額）当該土地の適正な評価額に100分の3を乗じて得た額

（2）建物の貸付料（年額）当該建物の適正な評価額に100分の6を乗じて得た額と当該建物の敷地の適正な評価額に100分の3を乗じて得た額の合計額

（転貸等の禁止）

第25条 普通財産の借受人は、特に承認を得た場合のほか、次の各号に違反する行為をしてはならない。

（1）借受物件を転貸し、又は権利を譲渡すること。

※上記の規定は行政財産を貸し付ける場合に準用する。

（4）市が直営で管理する施設における自動販売機の設置

市が直営で管理する施設における清涼飲料水等自販機の取扱いについては、平成25年12月12日財政局長通知及び平成30年1月15日財政局長通知により、従前の目的外使用許可による取扱いを入札による貸付けに変更するとともに、自販機設置事業者に対して公募入札を行うこととしている。また、見直しの経過措置として、令和3年3月31日

を期限に速やかに変更を行うこととしている。

なお、当該通知において、指定管理者制度導入施設（以下、「指定管理施設」という。）に設置する自販機の取扱いは見直しの対象外とし、これまでどおり指定管理者の自主事業として取り扱うこととしている。

また、公募入札による貸付方法については、公募（入札）による清涼飲料水等自販機の設置に関する要綱で定められている。

【平成30年1月15日財政局長通知】（抜粋）

民間事業者以外が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）

現在、民間事業者以外が設置する清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）においては、地方自治法（以下「法」という）第238条の4第7項による目的外使用許可とされているところです。この度、この方針について見直しを行い、法第238条の4第2項第4号による行政財産の貸付とし、その貸付料及び貸付相手について入札を実施するよう変更したので、下記のとおり通知いたします。

記

1 対象となる自動販売機

目的外使用許可により設置している清涼飲料水等自動販売機（指定管理施設に設置する自動販売機を除く。）

2 （略）

3 要綱 公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

4 指定管理施設に設置する自動販売機の取扱い

指定管理施設に設置する自動販売機については、次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案による公募を行うものとする。

5 経過措置

自動販売機の撤去及び許可団体の契約等の事情で即時に入札が実施できないものについては、平成33年3月31日を期限に速やかに変更を行うこと。

公募（入札）による清涼飲料水等自販機の設置に関する要綱（抜粋）
＜相手方の選定方法＞

自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料

を提示した者を相手方とする。

<貸付料>

最低貸付料（月額）は、土地 3 9 0 円、建物 9 6 0 円とする。

(5) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置

ア 指定管理者の自主事業について

指定管理施設における自販機の設置については、平成 3 0 年 1 月 1 5 日財政局長通知において次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案による公募を行うものとすることが定められた。指定管理者の自主事業とは、指定管理者が企画した業務で指定管理業務でない業務（市との協定書に記載されない業務）であり、指定管理者が施設の使用許可あるいは目的外使用許可を受け、指定管理者ではない一団体として行う行為となる。また、事業収益は指定管理者に帰属する。

市指定管理者制度ガイドライン（抜粋）

(1) 指定管理者が行うことができる事業

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において事前に本市の承認を得た事業を行うことができる。指定管理者が行うことができる事業は、以下の表に分類される。

I 協定書記載の業務 ＝ <u>指定管理業務</u> （設置目的内）	ア 本市が仕様書に掲げた業務
	イ 提案事業（指定管理者が企画した業務）
II 協定書記載以外の業務 ＝ <u>自主事業</u> （指定管理者が企画した業務）	ウ <u>設置目的内</u> ⇒施設の使用許可による事業
	エ <u>設置目的外</u> ⇒施設の目的外使用許可による事業

(2) 自主事業の定義

指定管理者が企画した業務で指定管理業務でない業務（協定書記載以外の業務）を「自主事業」という。「自主事業」の実施は、指定管理者が、施設の使用許可あるいは目的外使用許可を受け、指定管理者ではない一団体として行う行為となる。

イ 指定管理者制度導入施設における自販機設置の取扱い

平成30年8月13日行政経営課長通知において、従前の「目的外使用許可」による取扱いを「施設の設置目的内使用」の取扱いに変更し、使用許可の手続を不要としている。この目的内使用の取扱いについては、条例に自販機設置に係る使用料の規定がないため使用料を徴収することができないが、指定管理者から利益の一部を市に納付させることを条件にした提案を求めており、その納付額は「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じ自販機1台当たり土地の使用が390円/月以上、建物の使用が960円/月以上としている（この指定管理者から市へ納付する収入を以下「納付金」という。）。なお、自販機設置事業者から受け取る収益は指定管理者に帰属することとなっている。

【平成30年8月13日行政経営課長通知】（抜粋）

指定管理者の選定手続きにおける自動販売機設置に関する自主事業の提案方法について（通知）

平成30年1月15日付北九財財活第652号通知に基づき、指定管理者制度導入施設に設置する自動販売機については、次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案による公募を行うものとされました。その提案方法について、別添のとおり定めましたので通知いたします。指定管理者による自動販売機の設置を認める施設においては、本取扱いとしてください。

（別添資料）

1 基本的な考え方

指定管理者制度導入施設に設置する自動販売機については、次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案による公募を行うものとする。なお、本取扱いへの変更後は、指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置は施設の設置目的内の取扱いとし、使用許可の手続きは不要とする。

※自動販売機の設置を施設の設置目的内とし、指定管理者の自主事業とする理由

- ・自動販売機が施設利用者の利便性の向上のために欠かせないものとなっていること。
- ・指定管理者以外の者が自動販売機を設置する場合には、指定管理者が直接管理権限を有しないにもかかわらず対応を求め

られるなど権限と責任の不一致が生じるため、管理権限を指定管理者に一元化するもの。

- ・販売による収益は指定管理者のものとなり、指定管理者へのインセンティブが働き、民間経営のノウハウを活用することができるため。

(6) 個別法による自動販売機の設置

個別法に基づく施設への自販機設置は、法に規定された貸付けが認められておらず、その占用料等は条例で定められている。各施設の根拠法令及び許可の種類等については以下のとおりである。

【個別法に基づく施設の自販機設置】

施設の種類	個別法及び条例	許可の種類と 占用料等の金額
道路関連施設	道路法・市道路占用料徴収条例	占用許可、1 m ² 当たり 320円/月
都市公園	都市公園法・市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	設置管理許可、1 m ² 当たり 200円/月
港湾施設	港湾法・市港湾施設管理条例	占用許可、1 m ² 当たり 187円/月
漁港施設	漁港漁場整備法・市漁港管理条例	目的外使用許可、1 m ² 当たり 土地390円/月、建物960円/月

4 他都市の状況

今回、19政令指定都市に自販機の設置状況等について調査票による照会を行った。その結果、各都市の自販機設置の手続は、貸付けによるものと目的外使用許可によるものが混在しており、施設の設置目的内使用として取り扱う都市もあった。

自販機の台数や収入額を把握していない都市や部分的な状況のみを回答した都市も多く、一概に比較はできないが、回答のあった各都市の自販機台数は71台から1,255台で、年間収入額は約2,000万円から約2億8,000万円までとかなりの幅があった。傾向としては、貸

付料や使用料を価格競争によって決定している都市が高収入を得ているようである。

なお、本市の令和元年度の自販機設置台数は1,020台で、年間収入額は約4,100万円である。

また、指定管理施設での自販機設置に係る収益の取扱いについては、指定管理者の自主事業として収益を指定管理者に帰属させる都市や、市が自販機設置事業者へ直接貸付けを行うことで市の収入とする都市、指定管理業務の一部と位置付けて収益を指定管理業務の経費に充当する都市など、その取扱いは様々であった。

さらに、特徴的な契約方法として、自販機の売上額の一定割合を貸付料とする歩合制を採用し、最低制限率を20%と設定して、歩合率で競争入札させている都市があった。

このように、自販機設置の取扱いに全国統一のルールはなく、法の公有財産の取扱いに基づき、目的外使用許可や貸付けなど、各都市の判断で様々な取扱いが行われている。

第3 監査の結果

1 実態調査

令和元年5月から6月にかけて実態調査を行った。

(1) 調査方法

全部局に対して調査表で照会し、令和元年6月1日現在の状況について回答を求めた。また、調査表回収後に市のホームページで公表された貸付料の情報については、追加でこれを反映している。

調査項目は、以下のとおりである。

区 分	調 査 項 目
1 所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課名
2 設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区 ・ 財産区分（行政財産、普通財産） ・ 施設名称 ・ 指定管理者制度導入の有無
3 設置許可等の有無とその状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可等の内訳（目的外使用、貸付、占用、目的内使用等） ・ 相手方名称 ・ 相手方区分（公共的団体、自販機設置事業者、指定管理者等） ・ 相手方選定方法（使用申請、競争入札、随意契約等） ・ 当該施設における自販機の設置期間と、相手方との契約等の状況
4 自販機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自販機の種類（清涼飲料水、食品、たばこ等） ・ 自販機設置業者名 ・ 付加機能（災害対応、電子マネー、バリアフリー等）
5 市の収入の状況（昨年度の決算見込額と今年度の収入見込額）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料又は貸付料の額 ・ 積算方法（定額制、売上額の歩合制） ・ 減免措置の有無 ・ 収入の内訳（目的外使用料、貸付料、指定管理者からの納付金） ・ 電気代徴収の有無
6 平成30年1月15日財政局長通知に基づく見直しの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しの実施 ・ 見直しに際しての課題

（２）調査結果

調査の結果は、以下のとおりである。

ア 自販機の設置台数と市の年間収入

市の施設に設置されている自販機は1,020台であり、それによる使用料及び貸付料等の市の年間収入額（令和元年度収入見込額）は約4,100万円であった。

なお、北九州市立大学及び市立病院機構などの地方独立行政法人が所管する施設は、今回の調査対象外である。

【表1】

設置台数	市の年間収入額
1,020台	40,955千円

イ 自販機の設置場所

市の施設に設置された自販機の設置場所は表2のとおりである。自販機の設置が最も多かったのは公園の232台で、全体の22.7%を占めていた。次に多かったのは、区役所等の庁舎及び産業・観光施設のそれぞれ140台で、13.7%を占めていた。

【表2】

設置場所	台数	構成比率	主な設置場所
公園	232	22.7%	勝山公園、桃園公園など
庁舎	140	13.7%	市役所本庁舎、区役所など
産業・観光施設	140	13.7%	北九州国際展示場、九州鉄道記念館など
社会教育・文化施設	107	10.5%	図書館、生涯学習センターなど
体育施設	107	10.5%	総合体育館、北九州スタジアムなど
市民センター	97	9.5%	清見市民センターほか96館
港湾施設・道路等	63	6.2%	ひびきコンテナターミナル、室町駐車場など
公営競技施設	61	6.0%	メディアドーム、ボートレース若松
その他	73	7.2%	市営住宅、門司病院など
合計	1,020	100.0%	

ウ 自販機の販売品目

市の施設に設置されている自販機の販売品目は表3のとおりである。全体のうち93.0%が清涼飲料水の自販機であった。

【表3】

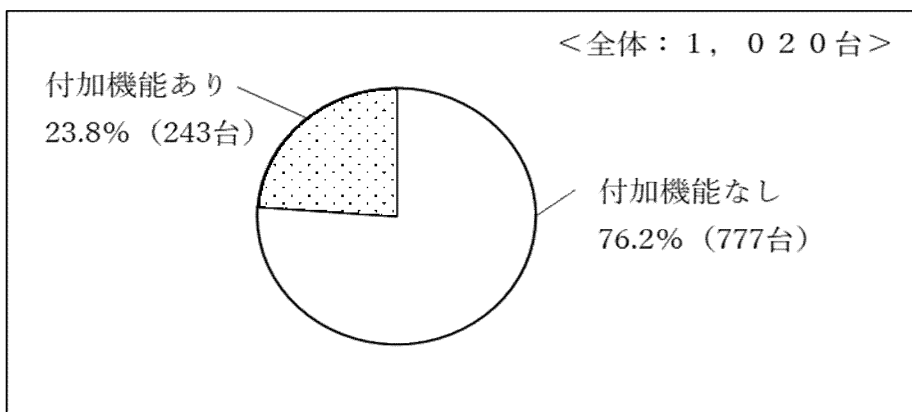
販売品目	台数	構成比率
清涼飲料水	949	93.0%
食品・アイスクリーム	47	4.6%
たばこ	20	2.0%
その他	4	0.4%
合 計	1,020	100.0%

※その他は、到津の森公園の動物の餌の販売機等

エ 自販機の付加機能

全自販機1,020台のうち、付加機能を有する自販機の割合と台数は表4のとおりである。付加機能を有していない自販機が全体の76.2%を占めており、何らかの付加機能が付いているものは23.8%にとどまった。付加機能の種類と主な設置場所は表5のとおりである。

【表4】



【表 5】

付加機能	台数	構成比率	主な設置場所
電子マネー	104	10.2%	公園、市民センター等
バリアフリー	79	7.7%	スポーツ施設、病院、福祉施設等
募金	72	7.1%	公園、市民センター等
災害対応	26	2.5%	北九州穴生ドーム、ウェルとばた、総合農事センター等
W i - F i	4	0.4%	新門司環境センター、関門海峡ミュージアム、門司港レトロ観光物産館
多言語	3	0.3%	自然史・歴史博物館、子ども館、九州鉄道記念館
A E D	1	0.1%	自然史・歴史博物館
合 計	289		

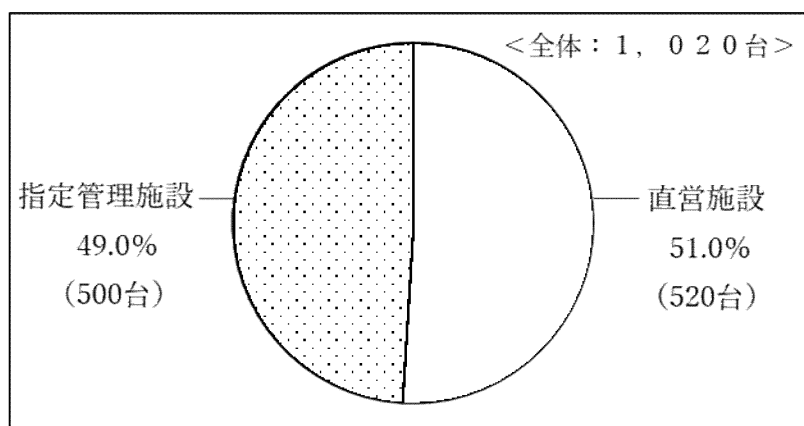
※複数の付加機能を有する自販機は、1機能1台で計算している。

※構成比率は1,020台に対する割合である。

オ 指定管理施設と直営施設との割合

自販機の設置場所について、指定管理施設と直営施設との割合は表6のとおりである。およそ半数の500台が指定管理施設に設置されていた。

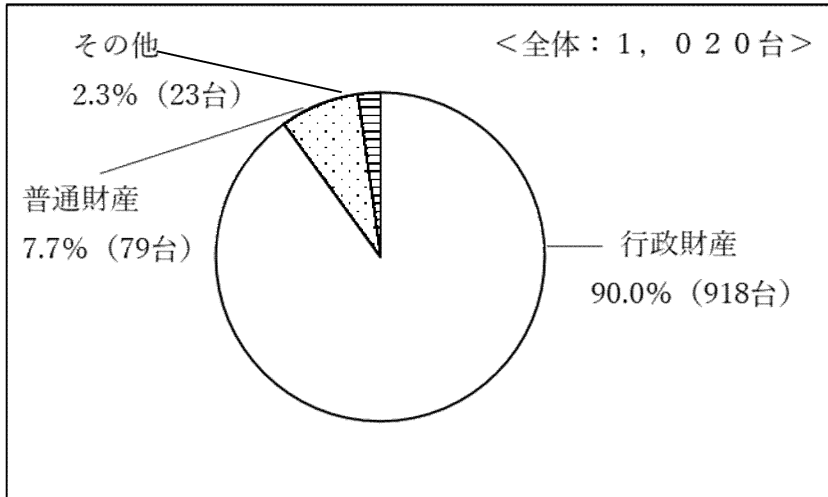
【表 6】



カ 財産区分別の設置状況

自販機の設置場所について、財産区分別の設置状況は表7のとおりである。90.0%が行政財産に設置されていた。

【表7】



※その他は、民間財産を賃借して設置した施設等。

キ 行政財産における設置許可等の種別及び収入状況

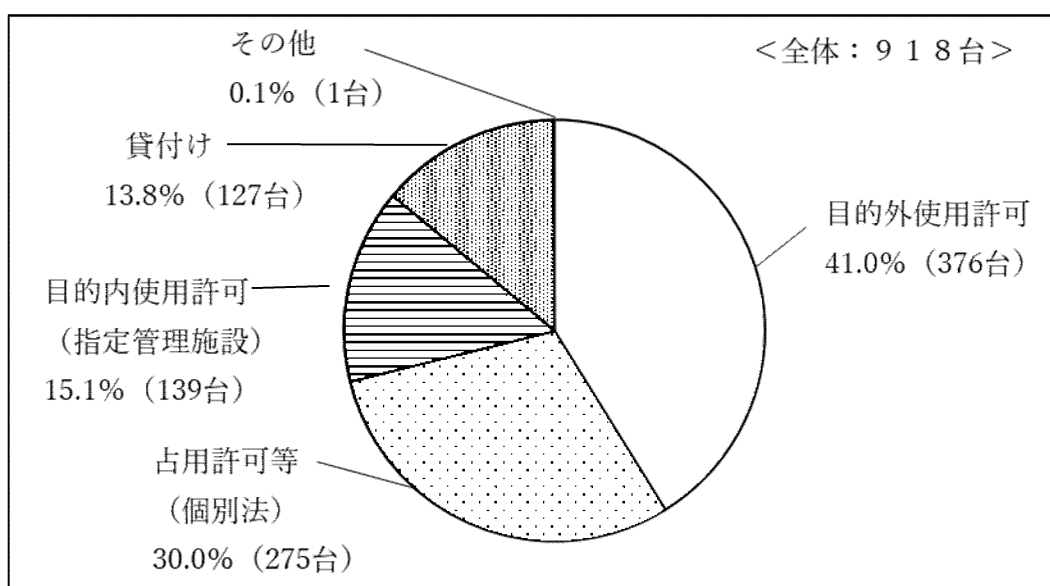
行政財産に設置されている自販機918台について、設置許可等の種別は表8、種別ごとの収入状況は表9のとおりである。

設置許可等の種別（表8）においては、目的外使用許可によるものが376台と最も多く、全体の41.0%を占めていた。

次に、種別ごとの収入状況（表9）を見ると、貸付料が収入総額2,839万円（1台当たりの平均収入額22万4千円）で最も高く、次いで納付金が収入総額297万円（1台当たりの平均収入額2万1千円）であった。

貸付料の1台当たりの平均収入額は他と比べ10倍以上の高額になっている。一方、納付金は、最低納付額（土地390円/月、建物960円/月）以上を市に納めるものであり、その金額は指定管理者が設定するが、貸付料に比べて低額となっている。

【表 8】



【表 9】

区分	台数	年間の収入 総額 (円)	1台当たりの 平均額 (円)
目的外使用料	376	3,546,002	9,431
占有料等	275	2,131,239	7,750
納付金 (目的内使用)	139	2,966,130	21,339
貸付料	127	28,385,660	223,509
その他	1	0	0
合計	918	37,029,031	40,381

※収入額は令和元年度の見込額。

※その他は、自販機設置の手続を行っていないもの。

ク 行政財産における貸付料と納付金の収入額内訳

貸付料と納付金について、1台当たりの年間収入額の内訳は表10及び表11のとおりである。

貸付料については、全体の60%以上が10万円以上となっており、中でも12.6%が50万円を超えるなど、施設によっては高収入を得られていた。一方、納付金については、80%以上が2万円未満であった。

【表 1 0】 貸付料

1 台当たりの 年間収入額	台数	構成 比率	収入合計 (円)	1 台当たりの 平均額 (円)
100,000 円未満	42	33.1%	1,086,748	25,875
100,000～499,999 円	69	54.3%	17,477,919	253,303
500,000 円以上	16	12.6%	9,820,993	613,812
合計	127	100.0%	28,385,660	223,509

※収入額は令和元年度の見込額。

【表 1 1】 納付金

1 台当たりの 年間収入額	台数	構成 比率	収入合計 (円)	1 台当たりの 平均額 (円)
20,000 円未満	115	82.7%	1,197,130	4,921
20,000～49,999 円	10	7.2%	424,200	48,171
50,000～99,999 円	14	10.1%	1,344,800	96,057
合計	139	100.0%	2,966,130	21,339

※収入額は令和元年度の見込額。

ケ 行政財産における使用料の減免

行政財産のうち、使用料を減免している自販機の台数と割合は表 1 2 のとおりである。全体の 90%以上が減免なしである中で、市財産条例に基づき使用料の減免を行っている自販機は 2.7%となっており、環境センターや消防署などで、職員の福利厚生を理由としたものであった。

【表 1 2】

区分	令和元年度	
	台数	構成比率
減免なし	893	97.3%
減免あり	25	2.7%
合計	918	100.0%

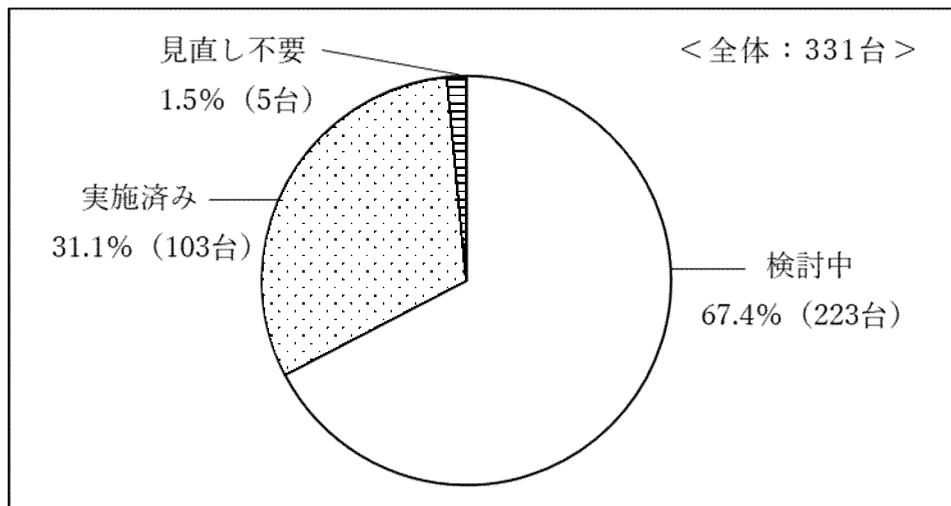
コ 財政局長通知に基づく見直しの進捗状況

平成 30 年 1 月 15 日財政局長通知に基づき、令和 3 年 3 月 31 日を期限とした見直しの進捗状況は表 1 3 のとおりである。対象となる

自販機は、行政財産のうち、指定管理施設に設置したもの及び個別法に基づくものを除く、直営施設に設置した清涼飲料水の自販機 331 台である。

貸付けへの見直しが実施済みであるものは 103 台で、全体の 31.1% となっていた。一方、検討中として未実施であるものは 223 台で、67.4% を占めていた。

【表 13】



※見直し不要は、特別決裁により設置されたものである。

2 実地監査

(1) 実地監査の対象施設及び対象課

実態調査で把握した情報をもとに、30か所を抽出し、令和元年9月から10月にかけて実地監査を行った。実地監査では、関係書類の審査及び聞き取り調査を行い、一部の施設では現地視察も行った。

対象とした30か所は以下のとおりである。

	所管局	所管課	対象施設
1	市民文化 スポーツ 局	スポーツ振興課	北九州スタジアム
2		文化企画課	北九州芸術劇場（現地視察）
3			若松市民会館
4		博物館・普及課	自然史・歴史博物館
5		安全・安心都市整備課	交通安全センター
6	保健福祉 局	地域リハビリテーション推進課	総合保健福祉センター
7		介護保険課	かざし園
8		地域医療課	門司病院

9	子ども家庭局	総務企画課	子育てふれあい交流プラザ
10			子どもの館①（現地視察）
11			子どもの館②
12		夜宮青少年センター	夜宮青少年センター
13	環境局	日明環境センター	日明環境センター
14	産業経済局	門司港レトロ課	九州鉄道記念館（現地視察）
15		渡船事業所	若松側乗客待合所
16		M I C E 推進課	北九州国際展示場(西日本総合展示場新館)
17		産業イノベーション推進室	北九州学術研究都市施設①
18			北九州学術研究都市施設②
19	総合農事センター	総合農事センター（現地視察）	
20	建設局	公園管理課	勝山公園・あさの汐風公園
21			桃園公園
22	建築都市局	都市交通政策課	勝山公園地下駐車場
23		住宅管理課	市営住宅大里団地
24	港湾空港局	港営課	旧大連航路上屋
25		港営課	日明東4号岸壁荷さばき地
26	若松区役所	総務企画課	若松区役所
27		コミュニティ支援課	藤ノ木市民センター
28	交通局	総務経営課	若松営業所
29	教育委員会	中央図書館	戸畑図書館
30		施設課	北九州市立高等学校

（2）実地監査の結果

実地監査の結果、自販機の設置に関する事務手続はおおむね適正に処理されていた。

なお、今回の行政監査を通して、現状よりも改善を図ることができると考えられる部分があったので、以下のとおり意見を述べる。

3 監査委員意見

（1）転貸状態の解消に向けた課題の把握と対策の検討

本市は、平成28年度の包括外部監査において、自販機設置事業者以外の者が目的外使用許可により行政財産へ自販機を設置することは転貸に当たるとの指摘を受けた。

このため、平成30年1月15日に財政局長通知を発出し、自販機設置事業者による行政財産への自販機の設置は、原則として貸付けによることとし、令和2年度末までにこの状態を改めることとしている。

しかし、今回の調査対象部署の中には相手方団体との協議を始めていないところも見受けられ、課題の洗い出しや具体策の検討に時間を要することを考慮すれば、経過措置期間内では解決できない可能性もあると懸念される。

各局長等は、同通知に基づく見直しの対応について、所管する施設における進捗状況を速やかに確認し、その結果明らかとなった課題等については、財政局長とその情報を共有するなど、経過措置期限までに事務手続等が円滑に行われるよう努められたい。

(2) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置について

指定管理施設における自販機の設置は、平成30年1月15日財政局長通知及び同年8月13日付け行政経営課長通知により、指定管理者の自主事業として扱われており、平成28年度以前に選定した指定管理施設に設置している自動販売機については、次期指定管理者の選定時まで現行の取扱いを継続するとされているが、一部の施設において、自販機の設置に必要な手続が何らなされていないことが確認された。

必要な手続をとられたい。

(3) 指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置に係る取扱いの方針決定について

平成30年8月13日行政経営課長通知では、指定管理施設における自販機設置に係る自主事業の提案方法を定めているが、この通知は単なる事務手続の通知にとどまらず、その内容は納付金の創設を含め、公有財産の取扱いを変更するものと考えられる。

本来、このような全市的な財産の取扱いを変更する方針は、財産を総括管理する財政局長が決定すべきであるが、当該通知は行政経営課長の決裁となっており、財政局の合議はなされていなかった。また、当該決裁文書は1年未満の保存年限とする第6種文書として取り扱われていた。

市公有財産管理規則では、財政局長は、財産に関する制度を整え、各局の管財事務を統一調整し、財産を総括管理すると規定されている。

適切な事務の執行に努められたい。

(4) 公募(入札)による貸付けについて

今回の監査において実地調査を行った施設の一部では、公募(入札)による貸付けが行われていたが、前年度の自販機の売上実績が不明であることを理由として参加を辞退する自販機設置事業者がいることが確認された。

これは、公募に際し、相手方に提示すべき情報が十分でなかったことが理由であると考えられる。

一定の競争性を確保するためにも、設置場所の状況(利用者数、利用者の特性等)や、前年度の自販機売上実績等を把握するとともに、公募に必要な情報の提供に努められたい。

(5) 他都市における自動販売機の設置に関する手法の研究

今回の監査では、他の政令指定都市における自販機の設置状況等についても調査を行った。自販機の設置に関する取扱いや設置の台数など、都市ごとにその状況は異なっていたものの、市の収入の増加や自販機設置施設の付加価値を向上させる取組なども見られた。

例えば、貸付けによる自販機の設置においては、貸付料の設定を定額とせず、売上げの一定割合とする「歩合制」を導入している市が複数見られた。

歩合制の導入によるメリットとしては、売上に応じた一定収入を確保できることや、貸付料の積算根拠が明確になり、客観的な妥当性を見出せること、毎月の売上状況報告を受けることにより入札に必要な情報を得られることのほかにも、売上高と歩合率の相関関係を分析することで、施設ごとの売上に応じた歩合率の見定めができることと考える。

本市の行政財産を効果的に活用する視点から、他都市における取組を研究することは意義があることと考えることから、様々な事例について積極的な情報の収集に努められたい。

(6) 自動販売機の付加機能の活用

近年、自販機設置事業者が設置する自販機には、様々な機能を付加したものが登場しており、災害時に無料で飲料水等を提供する機能を搭載したものや、電子マネー等のキャッシュレス決済に対応したもの、QRコードの活用などにより多言語での商品案内を行うもの、防犯カメラが付いたものなどがある。

今回の調査においても、これらの機能のいくつかが付加されている自

販機を確認したが、施設を所管する部署が積極的にこれらを導入している例は少なく、多くは自販機設置事業者の判断で付加されたものであった。

例えば、災害時の避難所となる市民センターに、災害時の対応が可能な機能を付加するなど、自販機を設置する場所の状況に応じ、戦略的にこれらの機能を活用する視点を持ち、積極的な導入を図ることができれば、自販機を利用する市民等の満足度も向上すると考える。

様々な機能を有する自販機は高額であるため、必要性だけでなく、設置に関する費用対効果についても十分な検証が必要ではあるが、自販機という媒体を有効に活用する方策の一つとして研究されたい。

第4 むすび

市の施設に設置される自販機は、飲料水等の物品を提供することで利用者の利便性の向上を図ることを目的としている。

近年は、災害時の飲料水供給やユニバーサルデザインなどの機能を備えた自販機も増えており、そのような付加機能を施設の目的に応じて活用することにより、さらなる市民サービスの向上を図ることが期待できる。

また、他都市では、自販機の設置場所を公募（入札）により貸し付けることで、より多くの収入を確保している事例もある。

このように、自販機の設置は、市民の利便性の向上と市の収益の確保に寄与するものである。財産を最大限かつ有効に活用する観点からも、今回の結果を踏まえた自販機の活用に取り組まれることを期待する。

各局（区）・室長
教 育 長 様

財政局長 伊藤 正志

民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について（通知）

現在、民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機においては、地方自治法（以下「法」という。）第238条の4第7項による目的外使用許可とし、その使用料については価格提案方式を導入しているところです。

このたび、この方式について見直しを行い、法第238条の4第2項第4号による行政財産の貸付けとし、その貸付料について入札とするよう変更したので、下記のとおり通知いたします。

記

1 対象となる自動販売機

民間事業者の設置する清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）

（「価格提案方式を導入する行政財産の目的外使用許可に関する要綱」（以下「旧要綱」という。）第3条により適用除外となるものを除く。）

2 実施時期 平成26年4月1日

3 要 綱 公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱（別紙）

4 旧要綱により価格提案を実施した自販機の取扱い

平成24、25年度に旧要綱により価格提案を実施した自販機で、当初許可の日から3年を超えない範囲で更新する予定のものについては、更新の際に価格提案のあった使用料と同額をもって貸付料とした貸付契約を締結するものとする。

5 その他

- （1）平成21年1月16日付北九財財活第1125号財政局長通知「清涼飲料水自動販売機の設置にかかる目的外使用料への価格提案方式の導入について」、「旧要綱」及び平成21年9月8日付北九財財活第640号財政局長通知「新規に設置する清涼飲料水自動販売機等の目的外使用料への価格提案方式の導入について」は廃止する。
- （2）民間事業者以外の設置する自動販売機については、従来どおり目的外使用許可によるものとする。

各局・区・室長
教 育 長 様

財政局長 田中 雄章

民間事業者以外が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について(通知)

現在、民間事業者以外が設置する清涼飲料水等自動販売機においては、地方自治法（以下「法」という）第238条の4第7項による目的外使用許可としているところです。

この度、この方針について見直しを行い、法第238条の4第2項第4号による行政財産の貸付とし、その貸付料及び貸付相手について入札を実施するよう変更したので、下記のとおり通知いたします。

記

1 対象となる自動販売機

平成25年12月12日付北九財財活第843号通知5（2）に基づき目的外使用許可により設置している清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）

（指定管理施設に設置する自動販売機を除く。）

2 実施時期 平成30年4月1日

3 要 綱 公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱（別紙）

4 指定管理施設に設置する自動販売機の取扱い

指定管理施設に設置する自動販売機については、次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案による公募を行うものとする。

なお、平成28年度以前に選定した指定管理施設に設置している自動販売機については、次期指定管理者の選定時まで現行の取扱いを継続するものとする。

5 経過措置

自動販売機の撤去及び許可団体の契約等の事情で即時に入札が実施できないものについては、平成33年3月31日を期限に速やかに変更を行うこと。

6 その他

平成25年12月12日付北九財財活第843号通知「民間事業者が設置する清涼飲料水等自動販売機の取扱いの変更について」は、5（2）を削除する。

公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

(貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

(相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

(貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

(貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

(貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

(自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

- 2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

(自販機設置の条件等)

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

(使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

(契約の解除)

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

(途中解約)

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

(協議事項)

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

事務連絡
平成30年8月13日

関係課長各位

行政経営課長 吉峯 禎利

**指定管理者の選定手続きにおける
自動販売機設置に関する自主事業の提案方法について（通知）**

平素より、指定管理者制度についてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成30年1月15日付北九財財活第652号通知に基づき、指定管理者制度導入施設に設置する自動販売機については、次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案による公募を行うものとされました。

その提案方法について、別添のとおり定めましたので通知いたします。指定管理者による自動販売機の設置を認める施設においては、本取扱いとしてください。

また、指定管理者選定後の具体的な運用手続きについては、別途通知いたします。

なお、現在、指定管理施設において目的外使用許可に基づいて自動販売機を設置している指定管理者以外の団体等に対しては、次期指定管理者選定の翌年度（次期指定管理者による指定期間開始年度）以降、指定管理施設に設置する自動販売機設置業者は指定管理者が選定することとなる旨、ご周知ください。

指定管理者制度導入施設における清涼飲料水等自動販売機の設置について

1 基本的な考え方

これまで、指定管理者制度導入施設における清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という）の設置については、市が指定管理者等に対して**目的外使用許可**（地方自治法第238条の4第7項）を行ってきた。

この度、平成30年1月15日付北九財財活第652号通知（以下、財活第652号通知という）に基づき、**指定管理者制度導入施設に設置する自動販売機については、次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案による公募を行うものとする。**

なお、**本取扱いへの変更後は、指定管理者制度導入施設における自動販売機の設置は施設の設置目的内の取り扱いとし、使用許可の手続きは不要とする。**

※自動販売機の設置を施設の設置目的内とし、指定管理者の自主事業とする理由

- ・ 自動販売機が**施設利用者の利便性の向上のために欠かせないもの**となっていること。
- ・ 指定管理者以外の者が自動販売機を設置する場合には、指定管理者が直接管理権限を有しないにもかかわらず対応を求められるなど権限と責任の不一致が生じるため、**管理権限を指定管理者に一元化するもの。**
- ・ 販売による収益は指定管理者のものとなり、指定管理者へのインセンティブが働き、民間経営のノウハウを活用することができるため。

2 対象となる自動販売機

指定管理者制度導入施設において、平成25年12月12日付北九財財活第843号通知5（2）に基づき目的外使用許可により設置している自動販売機

3 実施時期

次期指定管理者の選定時（財活第652号通知に基づく）

4 運用方法

（1）次期指定管理者の選定時

次期指定管理者の選定時に指定管理者の自主事業として提案を求めるものとする。

① 提案を求める事項

- ア **設置台数**
- イ **設置場所**
- ウ **収支見込**（自主事業にかかる収支計画書に明記）
- エ **市に納付する予定金額**（自主事業にかかる収支計画書に明記）

② 指定管理者から市へ納付する金額について

市は、**自動販売機を施設の設置目的内の事業と位置づけるため使用料は徴収しない。**しかし、行政財産の一部を活用することには変わりはないため、**指定管理者は、自動販売機設置業者から受け取る貸付料等の利益の一部を市に納付（雑入）すること。**

指定管理者が市に納付または指定管理業務の経費に充当する金額は、「公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じ、**自動販売機 1 台あたり最低貸付料(土地 390 円/月、建物 960 円/月)以上の金額**とする。

③ 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置は自主事業であるため、**光熱水費等、自動販売機の設置および管理にかかる経費については指定管理者の負担**とし、指定管理業務およびその他の自主事業と明確に会計を区分すること。

(2) 次期指定管理者の指定後

指定管理者による自動販売機設置者の選定

指定管理者は、「公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じて自動販売機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を選定すること。なお、上記要綱のうち、次の応募資格要件については必須とすること。

- ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- ・ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

(3) 次期指定管理者の指定期間開始後

① 指定管理者による自動販売機設置の届出

指定管理者は、「自動販売機設置の届出書」を市に提出すること。
なお、設置した場所がわかるよう、図面等を添付すること。

② 自動販売機設置に関する事業報告

指定管理者は、毎年度末に市に対して自動販売機設置に関する事業報告書を提出すること。

③ 自動販売機設置に関して提案した金額の納付

指定管理者は、選定時の提案内容を踏まえ、市が定める期日までに自動販売機の設置に関する利益の一部を市に納付すること。

5 本取扱いの例外

この取扱いは行政財産である指定管理施設を対象とするものであり、以下は例外とする。

(1) 普通財産や都市公園法等の個別法に基づくもの

※但し、本通知と取扱いが異なるのは許可形態や使用料等であり、選定時に自主事業としての提案を求めることについては、個別にその必要性を判断すること。

(2) 所管課が施設に自動販売機の設置は不要と判断した場合

(3) 自動販売機の設置について提案を求めたものの、提案がなされなかった場合

※財活第 6 5 2 号通知に基づき、施設所管課が入札により自動販売機設置業者を決定することを妨げない。